



2024年1月15日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー
代表者名 代表取締役社長 CEO 清水 大輔
(コード番号 7640・東証スタンダード)
問合せ先 取締役財務部長兼管理部長 遠海 武則
T E L 025-232-0008
<https://www.topculture.co.jp>

普通株式配当金支払開始予定日の変更に関するお知らせ

当社は、2024年1月15日開催の取締役会において、普通株式の配当金支払開始予定日（効力発生日）を2024年1月31日に変更する旨を決議いたしました。

これに伴い、2023年12月14日に開示いたしました「2023年10月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」および「剰余金の配当に関するお知らせ」並びに「第39回定時株主総会取集通知その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」の記載の一部を下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更理由

2023年12月14日開示した「資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」において公表した資本金等の額の減少の効力発生日に支払手続きを行う必要があるため。

2. 変更箇所

(1) 2023年10月期 決算短信〔日本基準〕(連結)

(変更前) 配当金支払開始予定日 2024年1月19日

(変更後) 配当金支払開始予定日 2024年1月31日

(2) 剰余金の配当に関するお知らせ

普通株式

(変更前) 効力発生日 2024年1月19日

(変更後) 効力発生日 2024年1月31日

(3) 第39回定時株主総会招集通知その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)

8ページ 2. 剰余金の配当に関する事項

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日は翌連結会計年度となるもの 2023年12月14日取締役会決議 普通株式

(変更前) 効力発生日 2024年1月19日

(変更後) 効力発生日 2024年1月31日

なお、支払受託者であります株式会社第四北越銀行及び三井住友信託銀行株式会社証券代行部による支払システム手続きの都合上、変更前の効力発生日である 2024 年 1 月 19 日に送金される場合もございます。

3. 配当金計算書等の訂正について

変更後の効力発生日に送付する予定の下記、配当金計算書等の各書類に関して、事務手続きの都合により、日付が変更前の記載にて送付させていただくこととなります。正しくは下記のとおりでございます。何卒ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

送付予定の書類

(1) 配当金計算書 支払確定日

(記載) 2024 年 1 月 19 日

(訂正) 2024 年 1 月 31 日

(2) 第 39 期(2022 年 11 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日まで)期末配当金領収証(対象者のみ)

(記載) 払渡しの期間 2024 年 1 月 19 日から 2024 年 2 月 29 日まで

(訂正) 払渡しの期間 2024 年 1 月 31 日から 2024 年 2 月 29 日まで

(3) 第 39 期末配当に関するご説明

(記載) 表紙 2024 年 1 月 18 日

(5)法人株主の皆様へのご通知事項 その事由の生じた日 2024 年 1 月 19 日

(訂正) 表紙 2024 年 1 月 30 日

(5)法人株主の皆様へのご通知事項 その事由の生じた日 2024 年 1 月 31 日

以 上